

東京都への提言（座長とりまとめ案）

受動喫煙防止対策に関する委員及び関係団体等の意見は、いずれも貴重なものであり、多くの争点が明確にされたが、飲食店等の屋内施設への対応（禁煙あるいは分煙）及び条例制定の点では一致を見なかった。以上せず分かれたが、以下のとおりとりまとめ、それを踏まえ、東京都に対し、今後の受動喫煙防止対策について以下の提言を行うこととする。

- ~~1. 本検討会で議論している受動喫煙防止対策は、公衆衛生に関わる政策であり、この種の政策分野の通例として、現在までに疫学・公衆衛生学によって明らかにされている科学的根拠に則って議論すべきである。~~
- ~~2. 受動喫煙が有害であることは、科学的には一応確立された知見といえる。従って、必要かつ合理的な範囲で、国が受動喫煙について何らかの規制を行うことは正当化される。~~
- ~~3. 受動喫煙の害は普遍的なものであり、地域的な特性をもつとは考えにくいので、規制は国が行うことが望ましい。しかし、十分な対策が立てられていない間は、地方自治体が暫定的・過渡的に規制を行うことも正当化される可能性があるが、罰則付きの条例を制定することには、条例制定権の限界（憲法94条、地方自治法14条1項）の関係で困難が多いと考えられる。そして罰則規定のない条例の効果は期待できない。~~
- ~~4. ただし、受動喫煙と疾病との因果関係については、suggestive（示唆的）とするコホート研究が多く、今後の研究の進展によって新たな知見が得られる可能性もある。~~
- ~~5. 政府が個人のライフスタイルに介入することは、原則として許されないと考えるべきであるから、当人に有害な習慣であっても喫煙の自由はある。~~
- ~~6. 禁煙・分煙によって経営に影響を受ける事業者、特に中小・零細事業者の営業上の利益に配慮しなければならない。~~
- ~~7. 不特定多数が出入りする屋内において、そうした場所に来る、来ないは自由であるからといって、非喫煙者が受動喫煙を受忍すべきである、との議論は正当化~~

できない。子どもや妊産婦、受動喫煙環境下で働く従業員等を保護すべきである。

提言

- (1) 国に対して全国統一的な法律での規制を働きかけるとともに、現行のガイドラインに基づく対策を強化すること。ガイドラインでは禁煙が原則であるが、過渡的には分煙対策を推進し、事業者に対し実効性のある対策となるよう、財政的な支援を行うこと。
- (2) 受動喫煙に暴露されている未成年者や従業員を保護するための対策を講じること。そのために、従業員対策を行っている事例を幅広く収集し、普及啓発に活用すること。
- (3) (1) と (2) について、取組の工程表を提示すること。
- (4) 2020 年オリンピック・パラリンピックに向けて、2018 年までに国の動向やガイドラインに基づく対策の効果を踏まえ、条例化を見据えて受動喫煙防止対策を再検討すること。